

子の親権をめぐる問題について

近年、国際結婚が増加しております。厚生労働省の統計によりますと、平成 7 年に夫または妻が外国籍の婚姻件数は 27,727 件でしたが、平成 17 年には 41,481 件となっており、年間全体の婚姻件数の割合で見ますと約 5.8%が国際結婚となっています。

しかしながら、その一方で、結婚生活で困難に直面したそれぞれ国籍の異なる父または母のいずれかが、居住地の法律を顧みることなくもう一方の親の同意なしに子どもを連れ去り、問題になるケースも多々発生しています。結婚生活が困難となり、離婚に直面する事態となったとき、子どもをどうするのか、将来にわたって子どもの養育と監護をどちらが行うのか、といった問題は常に発生します。

今回は、特にヨルダンに居住される方にとって、子どもとの関係、子どもを連れての移動について留意していただきたい点を以下に記載します。

1. 離婚及び未成年者に対する養育権

まず、日本人と外国人の離婚を成立させる用件の準拠法については、基本的には「夫婦の共通常居所地法」とされています。つまり、現在日本に居住している場合は日本の法律、ヨルダンに居住している場合はヨルダンの法律に基づいて離婚を成立させるのが通常です。

ヨルダンの法律に基づいて離婚する場合、ヨルダンの国内法では、離婚及び未成年者に対する養育権については、各宗教裁判所において決定することとなっています。

日本では、夫婦の協議により離婚する場合、裁判所を経ることなく届出によって離婚が成立し、この場合、子の親権者をいずれの親と定めたかを離婚届に記載すれば足りますが、ヨルダンの場合、このような制度はなく、必ず裁判所において判決が下されることになります。

配偶者の方がムスリムの方であればシャリア法廷、クリスチャンの方であれば、所属する教会（ギリシア正教会、ローマカトリック教会等）を管轄する裁判所において決定されます。なお、ヨルダンにおいてはどちらの裁判所においても養育権に関して大きな相違は見られません。条件を満たせば養育権は優先的に母親に課せられているようです。シャリア法廷では子どもが 18 歳に達するまでは実母が養育するよう判決を下すのが一般的です。なお、通常どちらが養育権を得た場合であっても、もう片方の親には子どもを訪問できる権利が保証されます。

2. 実子誘拐罪の適用

ヨルダンの国内法によれば、父母どちらに養育権があったとしても、もう片方の親が子どもを育てるに当たりかなりの影響力をもつものとされています。従いまして、養育権を持っていたとしても、子どもをヨルダン国外に連れ出す際にはもう片方の親の同意を得なければなりません。これに反した場合、実子誘拐罪が適用され罰則を受ける可能性がありますので、ご注意ください。

3. 未成年の子どもに係る日本国旅券の発給

未成年の子どもに係る日本国旅券の発給申請については、親権者である両親のいずれか一方の申請書裏面の「法定代理人署名」欄への署名により手続きを行っています。但し、旅券申請に際し、もう一方の親から子どもの旅券申請に同意しない旨の意思表示があらかじめ在外公館に対してなされたときは、在外公館は当該申請が両親の合意による旅券申請であることを確認しております。この場合、在外公館では、通常、子どもの旅券申請について不同意の意思表示を行った側の親が作成（自署）した「旅券申請同意書」（書式自由）の提出をお願いしています。